

別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- イ 法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前7年以内に生じたものについて法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合
- ロ 法人が、当期の欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は令第114条《固定資産に準ずる繰延資産》に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失金」といいます。）があるときに、当該災害損失金につき翌期以後に法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定による繰越控除制度の適用を受けようとする場合又は当期首前7年以内に生じた災害損失金について同条の規定の適用を受ける場合
- ハ 法人が、震災特例法第15条第1項《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》に規定する繰戻対象震災損失金額について、同条の規定の適用を受ける場合
- ニ 法人の仮決算の中間申告書に係る計算期間において生じた震災特例法第16条第1項《仮決算の中間申告による所得税額の還付》に規定する震災損失金額があるときに、同条の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済欠損金額1」	<p>(1) 上記イ又はロの欠損金額のうち、当期首前7年以内に開始した事業年度に生じたもの（欠損金額としてみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。</p> <p>(2) 当期が、法第57条第2項の適格合併若しくは法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定若しくは第4項の適格合併等若しくは第58条第2項の適格合併若しくは法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定又は平成22年改正前の法第57条第2項の適格合併等若しくは第5項の適格合併等若しくは第58条第2項の適格合併等を行った事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 当期が法第57条第5項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(2)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。</p> <p>(4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第8項若しくは第58条第3項又は平成22年改正前の法第57条第9項（平成22年改正前の令第112条第19項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》）の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは第58条第4</p>	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		項の規定によりないものとされる欠損金額及び令第112条第13項第3号に定める欠損金額並びに当該法人が法第57条の2第1項(特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。	
「当期控除額2」		別表四「差引計43」の「総額①」の金額から(別表七(二)「11」又は「22」)の金額を控除した金額を限度として、古い事業年度の中から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。 震災特例法第15条第6項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定の適用を受ける場合には、別表四「差引計43」の「総額①」の本書の金額に同欄の外書の金額を加算して計算します。	
「当期分」の各欄	各欄共通	当期の別表四の「所得金額又は欠損金額46」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。 なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうちに災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額10」の金額を移記します。	「欠損金額」の「③」には記載しないでください。
	「災害損失金」	「欠損金の繰戻し額」には、法人が青色申告書を提出しなかった事業年度の「災害損失金」のうち震災特例法第15条の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額3」欄の記載は必要ありません。
	「青色欠損金」	「欠損金の繰戻し額」には、法人が青色申告書を提出した事業年度の「青色欠損金」のうち法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)又は震災特例法第15条の規定の適用を受ける場合にこれらの規定の適用を受ける金額の合計額を記載します。	
「欠損金の繰戻し額」		「青色欠損金」のうち法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	措置法第66条の13第1項各号(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人にあつては、当期が平成4年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度である場合には、解散(適格合併による解散を除きます。)、事業の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第80条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項													
「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。														
「災害のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日を記載します。														
「災害により生じた損失の額」の各欄共通	<p>棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。</p> <p>なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。</p> <p style="text-align: center;">災害損失のあった資産の種類別の明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種 類</th> <th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th> <th colspan="3">災害により生じた損失の額</th> </tr> <tr> <th>滅失等による損失</th> <th>原状回復の費用</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種 類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額			滅失等による損失	原状回復の費用	計		円	円	円	円	
資産の種 類	災害前の帳簿価額			災害により生じた損失の額											
		滅失等による損失	原状回復の費用	計											
	円	円	円	円											
「資産の滅失等により生じた損失の額 5」から「繰越控除の対象となる損失の額 10」までの各欄	各欄の外書には、震災特例法第15条第1項の規定の適用を受ける場合又は同法第16条第2項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとする場合に、同法第2条第1項（定義）に規定する東日本大震災に係る金額を記載します。この場合において、仮決算による中間申告により既に震災特例法第15条第1項の規定による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額があるときは、「差引災害により生じた損失の額9」の「計③」の外書には、その金額を控除した金額を記載します。	各欄の記載に当たっては、その明細を「震災により生じた損失の額に関する明細書」に記載して添付してください。													
「資産の滅失等により生じた損失の額 5」の各欄	震災により生じた損失の額に関する明細書に記載した「滅失等による損失」の金額につき、「棚卸資産①」に係る金額と「固定資産②」に係る金額とにそれぞれ区分して記載します。														
「被害資産の原状回復のための費用の額 6」の各欄	震災により生じた損失の額に関する明細書に記載した「原状回復の費用」の金額につき、「棚卸資産①」に係る金額と「固定資産②」に係る金額とにそれぞれ区分して記載します。														
「計 7」	「計③」には、震災により生じた損失の額に関する明細書に記載した「計」の合計額を記載します。	平成23年4月18日付課法2-3ほか2課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、「5」及び「6」には記載せず、「7の③」にのみ記載することになりますので、この場合には、「5の③」と「6の③」との合計額と「7の③」の金額は一致しないこととなります。													

3 根拠条文

法 57、57 の 2 、58、平成 22 年改正前の法 57、57 の 2 、58、令 114 ～ 116、措置法 66 の 13、震災特例法 15、16、震災特例法施行令 16、17